

策定の経緯・趣旨

建設業における重大な労働災害の発生状況等を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進し、建設業の健全な発展に資するため、平成29年3月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（以下「法」）」に基づき長崎県計画を策定するものである。

長崎県計画は、県内建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方針と取組みの方向性を示すものである。

現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

・本県の建設業における労働災害の発生状況も長期的には減少してきているものの、平成20年度以降、死傷者数は約200人で横ばいとなり、死亡者数は5人前後で増減している。

・建設工事従事者の安全及び健康の確保については、法令に基づく最低基準の遵守に加え、建設業者による取組を促進していくこと等が重要であるが、その前提として、適正な請負代金や工期等の設定、工事従事者の処遇改善や地位の向上が図られること等が強く求められている。



2. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

・建設工事従事者の高齢化が進行している中、建設業を魅力的な仕事の場として、処遇の改善や地位の向上を図りつつ、中長期的な担い手の確保を進めていくことが急務である。

第2 長崎県において総合的かつ計画的に取り組む施策（法第10条から第14条関係）

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等〔法第10条関係〕

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

適正な予定価格の設定 適切な設計図書の変更 ダンピング受注の排除 立入検査等による法令遵守の徹底 下請適正化の徹底 安全衛生経費確保の必要性の周知等

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

適正な工期設定と適切な工期延長の実施 週休二日工事の拡大 余裕期間を見込んだ早期契約制の活用 債務負担行為や繰越明許費の活用による施工時期の平準化等

2. 責任体制の明確化〔法第11条関係〕

安衛法に基づく責任体制構築の指導の実施 安全衛生教育、安全衛生パトロールの実施等

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施〔法第12条関係〕

(1) 建設業者間の連携の促進

施工プロセスチェックによる現場確認 建設現場での統括安全衛生管理に関する指導等

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

建設現場での安全衛生教育講習、安全衛生パトロールの実施 一人親方等の実態把握のためアンケート調査の実施

(3) 労災保険の特別加入制度への加入促進等の徹底

立入検査等による法令遵守の徹底 特別加入制度の周知

4. 建設工事の現場の安全性の点検等〔法第13条関係〕

(1) 建設工事現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進
安全対策に係る取組の評価 地区単位での安全パトロールの実施等

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

ICT活用工事の対象範囲の拡大 熱中症予防に係る教育講習の実施
ICT建機の活用等による生産性向上研修の実施等

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発〔法第14条関係〕

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

安全衛生教育に取組む建設業者の評価 安全衛生教育講習、安全衛生パトロールの実施等

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

優良現場や職長に対する安全表彰の実施 雇用改善努力と成果を顕彰する表彰の実施等

第3 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項〔法第8条 三関係〕

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

建設業許可の要件として社会保険加入を義務化 県契約書の改正による下請負人の保険加入の義務化 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出義務等

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

事業者、技能者への周知促進 建設業許可、経営事項審査時における周知等

(3) 「働き方改革」の推進

適正な工期設定と適切な工期延長の実施 週休二日工事の拡大 余裕期間を見込んだ早期契約制の活用 債務負担行為や繰越明許費の活用 週休二日等休日拡大の普及促進等

2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

発注者と連携した安全パトロールの実施 「より安全な措置」の実施徹底
フルハーネス型安全帯の装着徹底教育の実施

3. 県計画の推進体制等

推進会議を設置し、関係団体・機関と連携した取組の実施

第1 基本的な方針（法第3条関係）

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

2. 設計、施工等の各段階における措置

3. 安全及び健康に関する意識の向上

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上